

○デジタル庁告示第十七号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

- 一 令和七年度北海道旭川市福祉灯油購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）
- 二 令和七年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度遠別町一般会計補正予算における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）
- 三 令和七年度岩手県紫波町灯油高騰対策特別助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紫波町一般会計補正予算における、岩手県紫波町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付を

いう。)

四 令和七年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度矢巾町一般会計補正予算における、岩手県矢巾町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

五 令和七年度秋田県能代市福祉灯油助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度能代市一般会計補正予算における、秋田県能代市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。